

新型コロナウイルス感染／疑い時の対応について(2022.1.12)

* 本学の 2021 年度版「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」(2021.4.19)に沿った対応をお願いいたします。

<https://nur.ac.jp/reha/wp-content/uploads/7af8fcd3d562af63cfb30db19dd4a7e4.pdf>

* その他、お問い合わせの多い事項等に対応するため、新たに追補事項を下記の通りに定めました。

追補事項(2022.1.12)

学生及び教職員向け

(1) 家族等の同居者に感染の恐れがある場合

[1] 同居者の陽性診断が確定したとき

最後に接触した日の翌日を 1 日目として、14 日目まで大学構内に入構できません。

なお、同居者が自宅療養となった場合は、同居者の PCR 検査が陰性となった日の翌日を 1 日目として、14 日目まで大学構内に入構できません。(ご自身が PCR 検査で陰性となった場合もこの期間は短縮できません)

[2] 同居者が保健所から濃厚接触者と特定されたとき

同居者が PCR 検査で陰性と確認され、ご自身に症状がなければ大学構内に入構可能です。同居者の PCR 検査結果が出るまでは大学構内に入構できません。

[3] 同居者が発熱、呼吸障害、倦怠感など感染を疑わせる症状があり、PCR 検査を受けたとき

同居者の結果が判明するまでは、大学構内への入構をお控えください。

(2) 濃厚接触者の濃厚接触者となる疑いがある場合

[1] 濃厚接触の対象が家族等の同居者の場合

上記(1) 家族等の同居者に感染の恐れがある場合の通りとします。

[2] 濃厚接触の対象が同居者以外(友人等)であり、濃厚接触判明後の接触がほとんどない場合

ご自身に症状がない場合： 大学構内への入構は可能ですが、特に、2 週間は自身の体調の変化に注意してください。その後、濃厚接触した対象者の感染が確認された場合は、ご自身に症状が出現しなくとも、濃厚接触者となる可能性が高いです。保健所の指示に従ってください。

ご自身に症状がある場合： 大学構内へ入構することなく医療機関を受診してください。

[3] 濃厚接触者の対象が同居者以外（友人等）であるが、その濃厚接触者と濃厚接触しており、その濃厚接触者の PCR 検査結果がまだ判明していない場合

ご自身に症状がない場合： 濃厚接触者の PCR 検査が判明するまでは、できるだけ大学構内への入構を控えてください。学生の場合、欠席できない授業や試験等のやむを得ない事情があつて登校する場合も、通学時や友人と接する際等との「密」（例えば近距離談話、食事）は避け、学内での行動範囲を必要最小限にとどめ、頻回な手指消毒を心がけてください。また受講が終了したら速やかに帰宅してください。実習授業では直接の接触を避け、見学に専念してください。

ご自身に症状がある場合： 大学構内へ入構することなく医療機関を受診してください。

(3) アプリ「COCOA」で「接触あり」と通知があつた場合の対応

<症状がない場合>

アプリの手順に従い保健所との相談等より PCR 検査を受けるかどうか決めてください。

(a) PCR 検査を受けた場合：

結果が出るまで大学構内へは入構しないでください。陽性となった場合は、保健所の指示に従ってください。

(b) PCR 検査を受けない場合：

大学構内に入構は可能ですが、2 週間は自身の体調の変化に注意してください。

(c) 症状がなくとも密の場所に行ったり周囲に感染者や感染を疑う人がいたりした場合：

PCR 検査を受け、その結果が出るまでは大学構内へは入構しないでください。

(d) 経過中に症状が出た場合：

PCR 検査を受け、それが陰性であっても発症後 8 日間かつ症状消失後 3 日間は大学構内に入構しないでください。

<症状がある場合>

PCR 検査を受け、それが陰性であっても発症後 8 日間、かつ薬等の内服なしで症状消失後 3 日間は大学構内に入構しないでください。

陽性の場合は保健所の指示に従ってください。

教職員向け

対面授業の運営について

- 特に、実習や実技を伴う授業は、十分に距離を空ける、状況に応じてフェイスシールドとマスクを併用するなど、リスクを低減して実施してください。
- ディスカッションやペアワークを行う場合も、マスク着用のうえ、1m以上距離を取って行ってください。学生同士がマスクを着用しない状況での会話は避けてください。特に流行期は、連続してのペアワークは通常時より少し時間を短めに設定するなど工夫をお願いします。
- 授業中に体調不良（発熱、咳、倦怠感、その他の風邪症状）の学生に気づいた場合、または学生からの申し出があった場合には、速やかに帰宅するように促してください。保健室へ連絡のうえ、抗原検査簡易キットを使用することも可能ですが、その場合も判定結果にかかわらず、速やかに帰宅させ、医療機関等を受診するように指導してください。

学生が感染した場合の取り扱いについて

- 学生が新型コロナウイルスに感染した場合、あるいは保健所により濃厚接触者に特定された場合は学校保健安全法による「出席停止」となります。
- 学生が体調不良や健康上の理由等で欠席した場合も、体調回復後に補講や課題を課す等して、欠席分を出席とみなす等、本人に不利にならないようご配慮をお願いします。

対面授業で感染者が確認された場合の対応フロー

- ①授業出席学生が感染した学生の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い。※1m以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さは問わない。
- ②授業出席学生が手で触れることのできる距離（目安 1m）で、必要な感染防止策なし（マスクを外していた、鼻出しマスク、顎マスクなど不適切な着用を含む）で感染した学生と 15 分以上の会話をしていた。
- ③教員が感染した学生の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い（1 m 以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さは問わない）。
- ④教員が手で触れることのできる距離（目安 1m）で、必要な感染防止策なし（マスクを外していた、鼻出しマスク、顎マスクなど不適切な着用を含む）で感染した学生と 15 分

以上の会話をしていた。

- ⑤マイク等の物品を消毒せずに感染した学生を含め共有していた。
- ⑥発語を伴うペアワークやグループワークなどが連続して15分以上あった。
- ⑦学生、教員含めて身体接触（実習など）があった。

- 上記①～⑦のどれもあてはまらない⇒教員及び授業参加者への感染の可能性はほぼありません。対面授業を続けて問題ありません。
- 上記③～⑦はどれもあてはまらない⇒教員への感染の可能性はほぼありません。対面授業を続けて問題ありません。
- 上記③～⑦のどれか一つでもあてはまる⇒保健所より、濃厚接触者に特定される可能性があります。2週間自宅待機とし、遠隔授業に切り替えてください。

以上